

特別養護老人ホームサテライトおやま運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が設置する特別養護老人ホームサテライトおやま（以下「施設」という。）が指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定短期入所生活介護（空床型）及び指定介護予防短期入所生活介護（空床型）を適正に運営するために、出雲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年出雲市条例第17号）第168条、島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第64号）第164条及び島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第65号）第178条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 施設は、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「施設サービス」という。）を適切に提供することを目的とする。

2 施設は、入院中の入居者の居室を利用して、法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所サービス」という。）を適切に提供することを目的とする。

(施設の運営方針)

第3条 施設は、次に掲げる運営方針に基づき、施設サービス及び短期入所サービスを提供する。

- (1) 入居者及び短期入所サービス利用者のプライバシーの確保に配慮しながら、明るく家庭的な雰囲気の中、入居者及び短期入所サービス利用者が生活を営むことができるよう支援する。
- (2) 入居者及び短期入所サービス利用者の一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画又は短期入所生活介護計画若しくは介護予防短期入所生活介護計画に基づき、入居者及び短期入所サービス利用者の日常生活を支援する。
- (3) 地域住民をはじめ、保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設等との密接な連携に努める。

- (4) 施設サービス又は短期入所サービスの提供に当たっては、入居者又は短期入所サービス利用者及びその家族等に対し、サービスの提供方法等について十分に説明するなど家族等との結びつきを重視する。
- (5) 常に質の高い施設サービス及び短期入所サービスが提供できるよう、職員の資質向上の機会を計画的に確保する。

(施設の名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
特別養護老人ホームサテライトおやま	島根県出雲市小山町 456 番地 1

(施設の入居定員)

第5条 施設の入居定員は、20人とする。

- 2 ユニットの数は、2ユニットとし、1ユニットの入居定員は10人とする。
- 3 施設の長（以下「管理者」という。）は、前項に規定する入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 4 管理者は、入院中の入居者の空床を、短期入所サービスに利用する場合は、その者又はその家族等の同意を得て行うものとする。

(本体施設との連携)

第6条 施設は、特別養護老人ホーム天神（島根県出雲市天神町 163 番地 9）（以下「本体施設」という。）のサテライト型居住施設として、本体施設との密接な連携を確保するものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第7条 施設に、次の職員を置く。

- (1) 管理者 1人
- (2) 事務職員 1人
- (3) 医師 2人
- (4) 生活相談員 1人
- (5) 介護支援専門員 1人
- (6) 介護職員 13人（うち、ユニットリーダー2人）
- (7) 看護職員 4人
- (8) 機能訓練指導員 2人
- (9) 調理員 8人

(10) 用務員 1人

(職員の職務)

第8条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、施設の業務を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) 事務職員は、文書事務等の庶務を行う。
- (3) 医師は、入居者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (4) 生活相談員は、入居者及び短期入所サービス利用者の生活全般についての相談、援助業務等を行う。
- (5) 介護支援専門員は、入居者の地域密着型施設サービス計画並びに短期入所サービス利用者の短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下「サービス計画」という。）に関する業務等を行う。
- (6) 介護職員は、入居者及び短期入所サービス利用者の日常生活に必要な介護等を行う。
- (7) 看護職員は、入居者及び短期入所サービス利用者の健康管理、保健衛生業務等を行う。
- (8) 機能訓練指導員は、入居者及び短期入所サービス利用者の身体機能の維持・改善等のための訓練を行う。
- (9) 調理員は、調理業務を行う。
- (10) 用務員は、施設内の清掃、環境整備等を行う。

(職員の勤務体制等)

第9条 入居者及び短期入所サービス利用者に対し適切なサービスを提供するため、職員の勤務体制は次のとおりとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を配置するものとする。
 - (2) 夜間及び深夜については、1ユニットごとに常時1人以上の介護職員を配置するものとする。
 - (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置するものとする。
- 2 前項に規定する職員の勤務体制は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団職員就業規則（平成12年5月26日規程第3号）の定めるところによる。
- 3 管理者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保するものとする。

第3章 入居・退去等

(入居)

第 10 条 施設への入居を申し込もうとする者（以下「入居申込者」という。）は、あらかじめ入居申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の入居申込書を受領するときは、当該入居申込者の介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確認するものとする。

3 管理者は、前項の確認において、要介護認定の申請が行われていない入居申込者については、その者又はその家族等の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

4 管理者は、入居に関する検討のための委員会を設置し、入居申込者の心身の状況、介護の必要な程度、家族等の状況、施設のサービス提供体制等を総合的に判断し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者から優先的に入居を決定するものとする。

5 前項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

6 管理者は、入居を決定したときは、当該入居が決定した者（以下「入居者」という。）又はその家族等に対し、この規程の概要その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得た上でサービス利用契約を締結するものとする。

（退去）

第 11 条 入居者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、施設を退去するものとする。

(1) 入居者の要介護状態区分が自立、要支援、要介護 1 又は要介護 2 と認定された場合。ただし、要介護 1 又は要介護 2 と認定された場合であっても、特例入所の要件に該当する者は、この限りでない。

(2) 入居者が医療機関へ入院する必要がある場合で、入院後 3 か月以内に退院することが見込まれない場合

(3) 前条第 6 項に規定するサービス利用契約で定める契約の終了事由に該当した場合、契約の解約又は解除が行われた場合

2 管理者は、入居者の退去に当たっては、その者及びその家族等の希望を勘案し、退去についての必要な援助を行うものとする。

（入院中の取扱い）

第 12 条 管理者は、入居者が入院後 3 か月以内に退院した場合は、その者を再び円滑に入居させるものとする。

(短期入所サービスの利用)

- 第13条 管理者は、短期入所サービスの提供を求められた場合は、短期入所サービスの利用を申し込んでいる者（以下「利用申込者」という。）の提示する介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）によって、被保険者資格、要介護又は要支援認定の有無及び有効期限を確かめるものとする。
- 2 管理者は、前項の確認において要介護及び要支援認定を受けていない利用申込者については、その者又はその家族等の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
 - 3 管理者は、第1項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、短期入所サービスを提供するよう努めるものとする。
 - 4 管理者は、短期入所サービスの提供の開始を決定したときは、当該利用を決定した者（以下「利用者」という。）又はその家族等に対し、この規程の概要、その他利用者のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得た上で短期入所サービス利用契約を締結するものとする。
 - 5 管理者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、短期入所サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

第4章 サービスの内容及び利用料等

(サービス計画)

- 第14条 介護支援専門員は、入居者又は利用者の有する能力、心身の状況、置かれている環境等を評価し、入居者又は利用者が自立した生活を営むことができるよう、サービス計画を作成する。
- 2 介護支援専門員は、サービス計画の作成に当たっては、入居者又は利用者及びその家族等の希望、解決すべき課題等を把握し、施設サービス又は短期入所サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、作成するものとする。
 - 3 介護支援専門員は、サービス計画を入居者又は利用者及びその家族等に対し説明し、同意を得るものとする。
 - 4 介護支援専門員は、サービス計画の実施状況を定期的に把握し、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。

(施設サービス及び短期入所サービスの内容)

第15条 施設サービス及び短期入所サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定するサービス計画に基づき、ユニットごとに提供される食事、入浴、排泄、離床、着替え、整容等の介護

- (2) 栄養並びに入居者又は利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事の提供
- (3) 入居者又は利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能訓練の実施
- (4) 入居者又は利用者及びその家族等からの相談に対する必要な援助
- (5) 医師及び看護職員による健康管理
- (6) 歯科医師又は歯科衛生士及び介護職員による口腔衛生管理（短期入所サービスを除く）
- (6) 入居者又は利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、行事等の実施
- (7) 入居者又は利用者の希望に応じた外出支援
- (8) 入居者又は利用者及びその家族等との交流の機会の提供
- (9) 入居者又はその家族等からの依頼に基づく行政機関等に対する手続きの代行

（短期入所サービスに係る通常の送迎の実施地域）

第 16 条 短期入所サービスに係る通常の送迎の実施地域は、出雲市とする。

（利用料等）

第 17 条 管理者は、法定代理受領サービスに該当する施設サービス又は短期入所サービスを提供した際は、入居者又は利用者及びその家族等から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設サービス又は当該短期入所サービスについて施設に支払われる施設介護サービス費（又は居宅介護（介護予防）サービス費）の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 管理者は、前項に規定する利用料のほか、別表に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。ただし、食事の提供及び居住に要する費用について入居者又は利用者が市町村から介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は、当該認定証に記載された負担限度額の支払を受けるものとする。

3 管理者は、前項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、入居者又は利用者及びその家族等にあらかじめ説明し、文書により同意を得るものとする。

第 5 章 施設利用上の留意事項

（施設利用上の留意事項）

第 18 条 入居者及び利用者は、施設の利用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 施設の居室、共用施設、共用設備及び敷地をその本来の用途に従って利用すること。

- (2) 施設及び施設の設備を故意に滅失、破損、汚損し、又は無断で仕様変更しないこと。
- (3) 入居者及び短期利用者相互の親睦を図り、施設内の風紀秩序の維持に努めること。
- (4) 他の入居者又は短期利用者に対し、勧誘、強要その他の迷惑行為を行わないこと。
- (5) 火気の取扱いに注意すること。
- (6) 外出又は外泊する場合は、管理者にその旨を届け出ること。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第19条 施設サービス及び短期入所サービスの提供を行っているときに入居者又は利用者の病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、管理者が別に定める対応方針により対応するものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 管理者は、火災、風水害、地震等の非常災害に備えた消防計画を定め、職員に周知徹底するものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する消防計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 施設長は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するとともに、訓練の実効性が高まるよう、消防関係者の参加を促すものとする。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(事故発生時の対応)

第21条 管理者は、施設サービス又は短期入所サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者又は当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は、事故の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。
- 3 前項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(苦情処理)

第22条 入居者又は利用者及びその家族等からの苦情の処理については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領（平成21年6月15日要領第4号）の定めるところによる。

(虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための措置)

第 23 条 管理者は、入居者又は利用者に対する虐待を防止し、及び身体的拘束等の適正化のための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

2 施設長は、虐待が発生した場合は、速やかに市町村に通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 第 1 項に規定する委員会についての必要な事項及び緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束等の適正化のための手続き等については、管理者が別に定める。

(感染症及び食中毒の発生及びまん延防止のための措置)

第 24 条 管理者は、感染症及び食中毒の発生又はまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

2 施設長は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、協力医療機関の協力を得て、実際に感染症が発生した場合を想定した対応訓練を定期的に行うものとする。

3 第 1 項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(協力医療機関)

第 25 条 施設の協力医療機関及び協力歯科医療機関の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
出雲徳洲会病院	島根県出雲市斐川町直江 3964-1
さいとう歯科医院	島根県出雲市塩冶神前 6-4-9

(秘密保持等)

第 26 条 管理者は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た入居者又は短期利用者及びその家族等に関する一切の秘密を他に漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、施設が保有する入居者又は利用者及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年 5 月 25 日規程第 1 号）に基づき、適切に管理するものとする。

(地域との連携)

第 27 条 管理者は、施設の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図り、地域との交流に努めるものとする。

2 管理者は、入居者及び利用者の生活に支障のない範囲で、施設の土地、建物、設備等を地域社会のために供するものとする。

(記録の整備)

第 28 条 管理者は、施設の設備、職員及び会計に関する記録、施設サービス及び短期入所サービスの提供に関する記録その他必要な記録を整備し、社会福祉法人島根県社会福祉事業団文書等管理規程（平成 18 年 3 月 23 日規程第 6 号）に定める期間保存するものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（入居者又は短期利用者が負担する費用）

(1) 食事の提供及び居住に要する費用

食費（施設サービス）		1,445 円/日
食費（短期入所サービスの朝食）		395 円/食
食費（短期入所サービスの昼食）		525 円/食
食費（短期入所サービスの夕食）		525 円/食
施設が提供する特別な食事に係る費用		実費
施設外の飲食店からの出前・購入及び外食の費用		実費
居住費		2,006 円/日

※ 施設サービスに係る食事の提供については1日単位、短期入所サービスに係る食事の提供については1食単位とする。

(2) その他日常生活上必要な費用

個人用の日用品		実費
理美容代		実費
予防接種代等		実費
クリーニング代		実費
上記のもの以外に、入居者からの依頼により購入する趣味嗜好品及び被服費		実費

